

議案第68号

向日市個人情報保護条例及び向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

向日市個人情報保護条例及び向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関  
する条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定によ  
り、議会の議決を求める。

令和3年8月26日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

向日市個人情報保護条例及び向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(向日市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 向日市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(訂正等の請求に対する決定等)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、訂正等決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第41条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項</u>に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>(訂正等の請求に対する決定等)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、訂正等決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なくその内容を書面により通知するものとする。</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第41条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条</p>

第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条(第2号を除く。)に規定する個人情報 (2)及び(3) 略 2 略	第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報 (2)及び(3) 略 2 略
--	--

(向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)  
第2条 向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第23号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる執行機関(以下「照会機関」という。)が、同表の第3欄に掲げる執行機関(以下「提供機関」という。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 略	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる執行機関(以下「照会機関」という。)が、同表の第3欄に掲げる執行機関(以下「提供機関」という。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる提供機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 略

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用する。ただし、改正後の個人情報保護条例第2条第2号及び同条例第41条第1項第1号の改正は、

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に定める日から施行する。